

福山市暴力団排除条例の概要

2012年(平成24年)4月1日施行

福山市暴力団排除条例は、暴力団排除の推進に向けた基本理念や、市・市民・事業者それぞれの役割を定め、本市の暴力団排除の姿勢を明確に示すとともに、互いに連携して、本市から暴力団を追放する具体的な措置などを定めています。

この条例には、次のようなことが定められています。

◆ 基本理念

暴力団を恐れない



暴力団を利用しない!



暴力団に金を出さない



◆ 市の役割

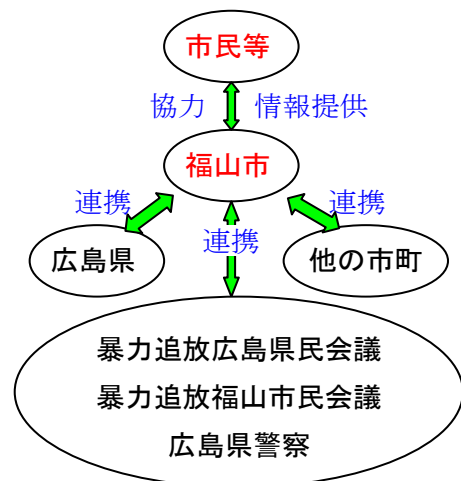
市民の皆さんの協力を得るとともに、暴力追放福山市民会議などと連携することで、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

◆ 市民・事業者の役割

暴力団追放「三ない」運動(暴力団を「恐れない」「利用しない」「金を出さない」)の基本理念を遵守し、暴力団員などと不適切な関係を持つことなく、暴力団との関係遮断に取り組みます。

◆ 市の事務及び事業における措置

公金が暴力団の資金源とならないように、また暴力団の勢力の維持・拡大につながらないように、暴力団員などと密接な関係がある者を、市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講じます。



暴力団追放!



◆ 県及び他の市町への協力

県及び他の市町に対し、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、情報の提供その他の必要な協力を行います。

◆ **利益の供与の禁止**

誰もが、暴力団もしくは暴力団員などに対して活動資金となるような金品などの利益を提供することを禁止します（例えば、暴力団に用心棒を支払う、暴力団が密売する覚せい剤を購入する、賭博・のみ行為などに参加して金銭を賭ける行為など）。

◆ **暴力団利用行為等の禁止**

誰もが、暴力団員などを利用して不正な利益を得ようとすることや、事業者が行う事業に関して暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員などを利用することを禁止します（例えば、取引相手に「自分のバックには暴力団がついている。」などといって取引を優位に進めようとする事など）。



◆ **契約時における措置など**

事業者は、暴力団との一切の関係遮断に取り組むことを目的として、契約約款に暴力団を取引の相手方としない旨の条項などを設けるよう努めます。

◆ **祭礼などからの暴力団排除**

祭礼や花火大会などの行事主催者などは、その行事から暴力団や暴力団員などを排除するための規定を整備するなどして、行事からの暴力団排除のために必要な措置を講じなければなりません。



暴力団に関する相談電話 **お気軽にご相談・お問い合わせを！**

警 察 機 関	広島県警察本部捜査第四課	(082) 228-8000
	福山東警察署刑事第二課	(084) 924-1110
	福山西警察署刑事課	(084) 933-1110
	福山北警察署刑事課	(084) 962-0110
そ の 他 機 関	(財)暴力追放広島県民会議	(082) 228-5050
	暴力追放福山市民会議	(084) 927-8931 (FAX専用)

暴力追放福山市民会議

福山市 福山市自治会連合会 福山東地区防犯組合連合会
 福山西警察署管内防犯組合連合会 福山北警察署管内防犯連合会
 福山市暴力監視追放協議会 福山西警察署管内暴力追放防犯連絡協議会
 福山地区建設業暴力追放対策協議会 福山西地区建設業暴力追放対策協議会
 社団法人広島県宅地建物取引業協会福山支部暴力追放対策協議会
 福山地区公共料金等暴力対策協議会 福山東金融機関防犯協会

福山東警察署 福山西警察署 福山北警察署

暴力団追放三つの運動「恐れな」「利用な」「金を吐きな」の実践